

財政福祉委員会 説明資料(1)

名古屋市食育推進計画(第3次)(案)について

平成27年12月18日

健康福祉局

目 次

	頁
1 計画の策定にあたって	1
2 計画の基本方針	4
3 施策の展開	7
4 推進体制と進行管理	11
5 今後のスケジュール	12

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

- 近年の家族形態の多様化、経済的環境の変化、高齢化の進展などに伴い、食を取り巻く環境が大きく変化しており、その結果、食習慣の乱れ、栄養の偏り、食を通じたコミュニケーションの機会の減少、食べ物を大切にする意識の希薄化など、様々な問題が生じている。また、食の安全・安心に対する関心も高まっている。
- 本市では、平成17年に施行された食育基本法に基づき、平成19年に「名古屋市食育推進計画」、平成23年に「名古屋市食育推進計画（第2次）」を策定し、市民の生涯健康で心豊かな生活の実現をめざし、食育の推進に取り組んできた。
- 多くの市民が食に関心を持ち、様々な形で食に関して取り組んでいるものの、健全な食生活の実践までには至っていない人がまだ多い現状があることから、引き続き食育を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。

(2) 計画の位置づけ

- 食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として、本市の食育推進に関する基本的な事項を定めるもの。
- 「名古屋市総合計画2018」の個別計画として、関連する他の個別計画との整合性を図りながら策定

(3) 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

(4) 計画策定の体制

学識経験者や関係団体の代表者等で構成する「名古屋市食育推進懇談会」の意見などを踏まえ策定

(5) これまでの取り組みの評価と課題

① 第2次計画の数値目標と達成状況

項 目		平成22年度値	平成27年度			
			現状値	目標値		
1	食育に関心を持っている市民の割合	75.7%	78.4%	90%以上		
2	「なごや食育応援隊」の登録者数	816人	1,151人 ^{*1}	1,000人以上		
3	適正体重の範囲にある市民の割合 ^{*2}	70.1%	68.7%	80%以上		
4	「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている市民の割合	28.8%	20.3%	50%以上		
5	「8020運動」の言葉も意味も知っている市民の割合	66.0%	61.0%	80%以上		
6	朝食を毎日食べている市民の割合	^{*3}	小学5年生	88.5%	87.0%	全国平均(89.2%)
			中学2年生	80.3%	80.3%	全国平均(85.0%)
		20歳代男性	42.3%	38.0%	60%以上	
		20歳代女性	50.5%	67.6%	70%以上	
		30歳代男性	58.0%	53.6%	70%以上	
		30歳代女性	67.3%	66.9%	80%以上	
7	家族等の誰かと一緒に食事をする市民の割合(1週間のうち3日以上家族や友人等と一緒に食事をする市民の割合)	82.7%	79.0%	90%以上		
8	地元(愛知県)で生産されたものを購入するようにしている市民の割合	43.1%	48.1%	60%以上		
9	食べ残しをしないようにしている市民の割合	71.6%	69.9%	80%以上		

備考:「食育についてのアンケート」(平成22年11月実施)、「食育に関するアンケート調査」(平成26年11月実施)より

*1:平成27年3月31日現在の登録者数(企業は1企業1人で計上)

*2:日本肥満学会の指標に基づき、BMIが18.5以上25未満を標準とし、その範囲内の体重を適正体重とした[BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)]

*3:「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(平成21年度、25年度実施)より

②現状と評価

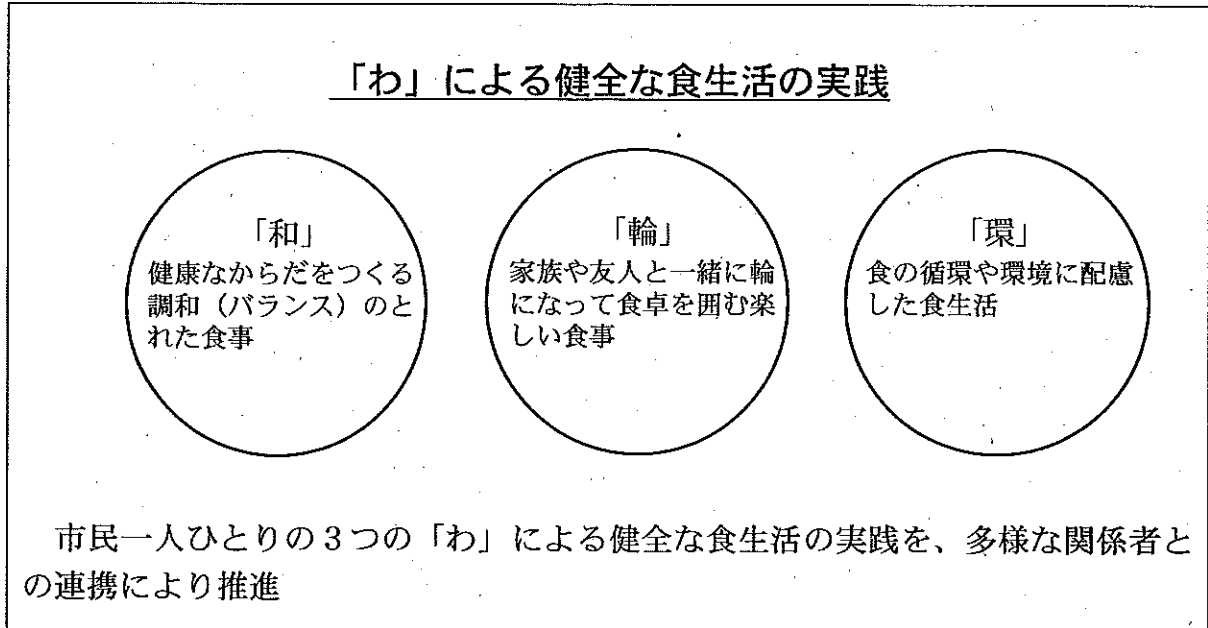
- 食育に関するアンケート調査の結果については、平成22年度値と比較すると、「食育に関心を持っている市民の割合」などの一部の項目において増加が見られたものの、「朝食を毎日食べている市民の割合」、「家族等の誰かと一緒に食事をする市民の割合」、「食べ残しをしないようにしている市民の割合」などの多くの項目が低下しており、目標値を下回っている状況である。
- 特に10歳代から30歳代の若い世代においては、朝食の欠食や、栄養バランスを考えた食事を実践している人の割合が低いなどの課題が見受けられた。
- こうした現状から、市民の食への関心の高まりはあるものの、健全な食生活の実践までには至っていない人もまだ多いことが推測される。

③今後の食育推進の課題

- 食育に関するアンケート調査から見た現状と評価から、次の3点が今後の食育推進にあたっての課題と考える。
 - 1 望ましい食習慣の実践
 - 2 食を通じたコミュニケーションの機会の確保
 - 3 環境に配慮した食生活の実現
- これらの課題を踏まえ、これまでの取り組みの工夫や充実を図るとともに、多様な関係者との更なる連携により食育を推進し、市民の健康で心豊かな生活の実現をめざす。

2 計画の基本方針

(1) 基本コンセプト



(2) 基本目標

基本コンセプトに基づき、具体的に計画を推進していくため、3つの基本目標を設定

- 1 食に関する知識と選択力の習得により、望ましい食習慣を実践**
 - ・食に関する正しい知識と選択する力を身につけ、栄養バランスに配慮した食事などの望ましい食習慣を自ら実践できることをめざす。
- 2 食を通じたコミュニケーションにより、食の大切さや楽しさを実感**
 - ・家族や友人と一緒に食卓を囲んでコミュニケーションを図る「輪食」の機会を大切にし、食の大切さや食べることの楽しさを実感できることをめざす。
- 3 自然や生産者等への感謝の念を育み、環境にやさしい食生活を実現**
 - ・食が自然の恩恵の上に成り立ち、多くの人々の努力によって支えられていることに感謝し、食べ物や環境を大切に思う気持ちを育むことをめざす。

(3) 施策の体系

基本目標の実現をめざし、6つの基本的施策のもとに具体的な施策を展開

基本的施策	具体的施策
1 食育の総合的推進	(1) 食育に関する啓発の推進
	(2) 食育に取り組む多様な関係者との連携の推進
2 ライフステージに応じた生活習慣や食習慣の定着の推進	(1) 妊産婦や乳幼児等に関する食育の推進
	(2) 保育所等における食育の推進
	(3) 学校における食育の推進
	(4) 家庭等における食育の推進
	(5) 若い世代を中心とした食育の推進
	(6) 健康寿命の延伸につながる食育の推進
	(7) 歯と口の健康と食育の推進
	(8) 福祉の視点による食育の推進
3 「農」との出会い・ふれあいによる食育の推進	(1) 「農」とのふれあいの促進
	(2) 食農教育の推進
	(3) 地産地消の推進
4 食文化の継承活動の推進	(1) 食文化に関する体験活動や情報提供
5 食の安全・安心の確保の推進	(1) リスクコミュニケーションの充実
	(2) 消費者等への普及啓発・情報提供
	(3) 食品表示に関する制度の普及啓発
	(4) 食品関連事業者の自主管理の推進
6 環境に配慮した食育の推進	(1) 環境にやさしい食生活の推進
	(2) 生ごみの循環利用の推進

(4) 食育推進にあたっての数値目標

施策の成果や達成度を把握するため、目安となる数値目標を設定

項 目		現状値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
1	食育に関心を持っている市民の割合	78.4%	90%以上
2	朝食を毎日食べている市民の割合	*1 小学6年生	85.3%
		中学3年生	81.3%
		全 体	75.0%
		*2 20歳代男性	38.0%
		20歳代女性	67.6%
		30歳代男性	53.6%
	30歳代女性	66.9%	90%以上
3	栄養バランスを考えた食事をする市民の割合	全 体	55.9%
		10~30歳代	48.1%
4	適正体重の範囲にある市民の割合 *3	68.7%	80%以上
5	メタボリックシンドロームの予防や改善のために、適切な食事または定期的な運動を継続して実施している市民の割合	30.0%	50%以上
6	「8020 運動」の言葉も意味も知っている市民の割合	61.0%	80%以上
7	よく噛んで味わって食べるように気をつけている市民の割合	48.0%	60%以上
8	家族等の誰かと一緒に食事をする市民の割合 (1週間のうち3日以上家族や友人等と一緒に食事をする市民の割合)	79.0%	90%以上
9	地元(愛知県)で生産されたものを購入するようにしている市民の割合	48.1%	60%以上
10	郷土料理や行事食などの食文化を大切にしている市民の割合	13.0%	30%以上
11	表示をよく見て食品を購入する市民の割合	49.1%	60%以上
12	食べ残しをしないようにしている市民の割合	69.9%	80%以上
13	食材を使い切るように心がけている市民の割合	46.9%	60%以上

備考：現状値は、「食育に関するアンケート調査」(平成26年11月実施)より。第3次計画において新たに追加した項目は番号に下線を記載

*1:「平成27年度全国学力・学習状況調査」より

*2:目標値については、菓子パン、果物等の摂取を含むこととする

*3:日本肥満学会の指標に基づき、BMIが18.5以上25未満を標準とし、その範囲内の体重を適正体重とした [BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)]

3 施策の展開

6つの基本的施策について、具体的施策ごとに主な取り組みを掲載

（計画期間中に、新たに取り組みを実施するものについては○を表記し、
取り組み内容を[]内に記載

(1) 食育の総合的推進

具体的施策	主な取り組み	所管局
食育に関する啓発の推進	○共通のテーマによる普及啓発 〔市全体で取り組みを実施する共通のテーマを定め、テーマに沿った重点的な普及啓発〕	健康福祉局
	ウェブサイト「なごや食育ひろば」による普及啓発	
	広報媒体やイベント等を通じた啓発	
食育に取り組む多様な関係者との連携の推進	○地域における連携による協働事業の推進 〔地域で食育に取り組む、団体、企業、大学等との協働による食育講習会等の実施〕	
	なごや食育応援隊との連携による食育推進	
	食育推進協力店との連携による食育推進	

(2) ライフステージに応じた生活習慣や食習慣の定着の推進

具体的施策	主な取り組み	所管局
妊産婦や乳幼児等に関する食育の推進	「妊産婦のための食生活指針」の普及・啓発	子ども青少年局
	両親学級	
	妊婦等調理技術向上支援講習会	
	乳幼児健康診査等における栄養指導・相談	
	離乳食講習会	
	幼児食講習会	
	地区栄養講習会	

具体的施策	主な取り組み	所管局
保育所等における食育の推進	児童の食育体験	子ども青少年局
	保護者への啓発	
	地域との食育活動	
	保育所等職員研修	
	幼稚園児や保育園児等への啓発	
	幼稚園における食に関する指導	教育委員会
学校における食育の推進	食に関する指導	教育委員会
	スクールランチの献立募集	
	給食新聞・給食だよりの発行	
	元気いっぱいなごやっ子の育成事業	
	食育推進に関する教職員研修	
	学校保健委員会を活用した食育の推進	
家庭等における食育の推進	青少年育成事業における啓発	子ども青少年局
	児童館、とだがわこどもランドにおける料理教室等	
	「親学」の推進	教育委員会
	生涯学習センターでの子ども向けの「食育」に関する講座・事業	
若い世代を中心とした食育の推進	◎大学との連携による食育の推進 〔大学と連携し、大学生を対象に望ましい食習慣等に関する情報提供等の実施〕	健康福祉局
	◎働く世代への健康情報の提供 〔企業や健康保険組合と連携し、望ましい食習慣等に関する情報提供の実施〕	
	◎若い世代の取り組み事例の紹介 〔若い世代による食育に関する取り組み事例などの紹介を実施〕	
健康寿命の延伸につながる食育の推進	生活習慣病予防のための指導等	健康福祉局
	高齢者の栄養指導等	
	給食施設への栄養指導等	子ども青少年局

具体的施策	主な取り組み	所管局
歯と口の健康と食育の推進	妊産婦の歯科指導等	子ども青少年局
	乳幼児の歯科指導等	健康福祉局 子ども青少年局
	「120運動」の推進	教育委員会
	成人の歯科指導等	健康福祉局
	高齢者の歯科指導等	
	歯と口の1日健康センター	
	なごや8020フェスティバル	
福祉の視点による食育の推進	乳幼児健康診査等における栄養指導・相談(再掲)	子ども青少年局
	児童養護施設等での食育体験	健康福祉局 子ども青少年局
	福祉施設等に従事する職員の研修	
	配食サービス	健康福祉局
	障害児・障害者訪問歯科指導	

(3)「農」との出会い・ふれあいによる食育の推進

具体的施策	主な取り組み	所管局
「農」とのふれあいの促進	体験水田	緑政土木局
	市民農園	
	農業ボランティアの育成	
食農教育の推進	保育所等における野菜の栽培	子ども青少年局
	農業公園における体験講座	緑政土木局
	地産地消給食講師派遣事業	
	幼稚園における食に関する体験活動	教育委員会
地産地消の推進	地産地消イベントの開催と朝市・青空市への支援	緑政土木局
	ブランド農産物の育成	
	学校給食での地産地消の充実	教育委員会

(4) 食文化の継承活動の推進

具体的施策	主な取り組み	所管局
食文化に関する体験活動や情報提供	伝統・行事関連の食事体験	子ども青少年局
	愛知の伝統野菜の普及	緑政土木局
	食文化を取り入れた献立の充実	教育委員会

(5) 食の安全・安心の確保の推進

具体的施策	主な取り組み	所管局
リスクコミュニケーションの充実	食の安全・安心モニター	健康福祉局
	食の安全・安心に関する意見交換や食品安全・安心学習センター事業	
消費者等への普及啓発・情報提供	消費生活フェア	市民経済局
	食に関する消費者情報の提供	
	市民に親しまれる卸売市場づくり	
	食の安全・安心に関する情報の提供	健康福祉局
食品表示に関する制度の普及啓発	食品表示法に基づく表示に対する指導等	健康福祉局 子ども青少年局
食品関連事業者の自主管理の推進	自主回収報告制度	健康福祉局
	自主管理認定制度	

(6) 環境に配慮した食育の推進

具体的施策	主な取り組み	所管局
環境にやさしい食生活の推進	3ない運動及びギョツと水切り・ひとしぼり運動	環境局
	◎飲食店等での生ごみの発生抑制に関する啓発 〔飲食店等と連携し、食べ残しをしない等の食品ロス削減に向けた啓発を実施〕	
生ごみの循環利用の推進	生ごみ堆肥化講座	
	事業者及び業界団体への働きかけ	

4 推進体制と進行管理

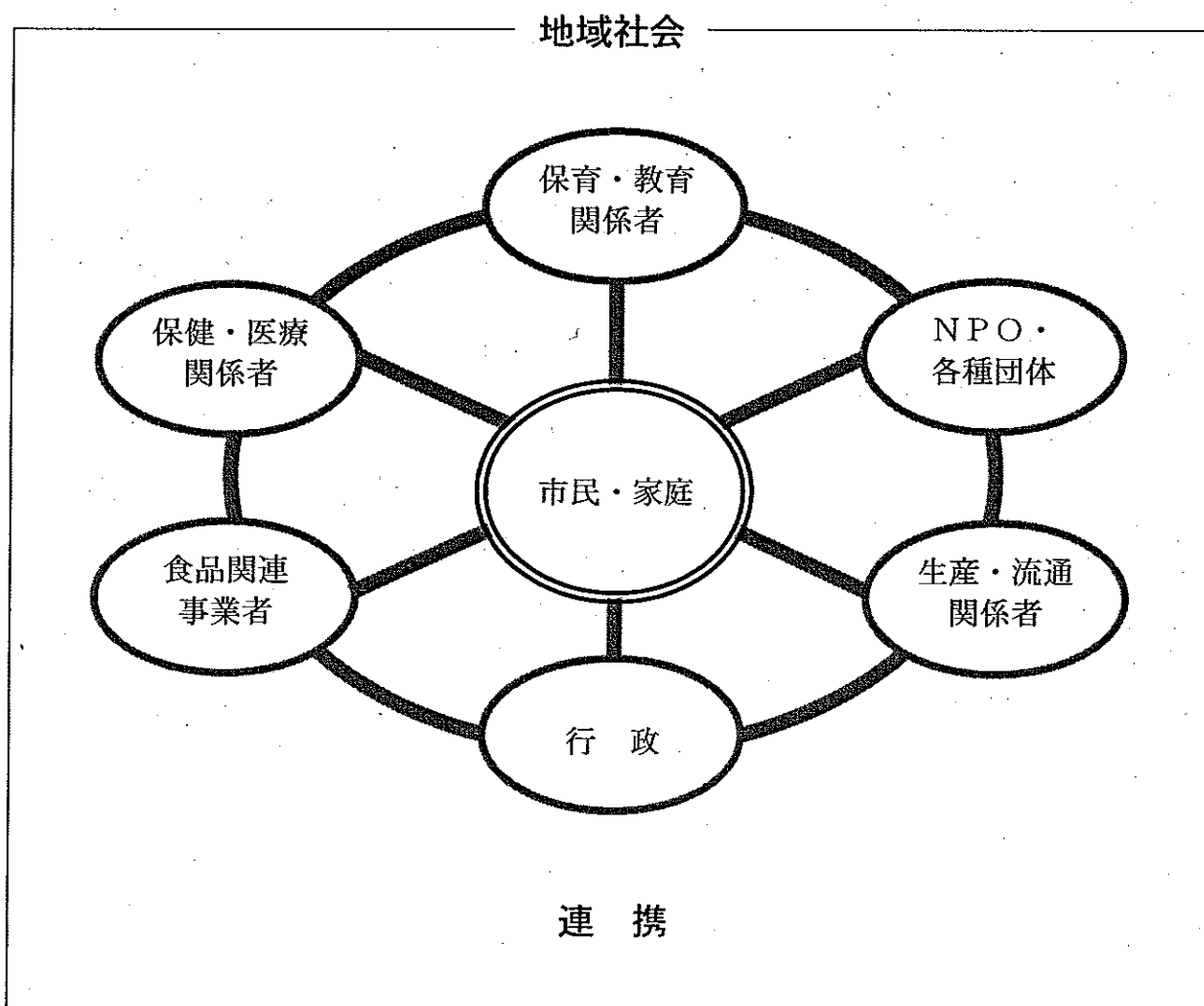
(1) 食育推進体制

食育基本法では、「食育とは、生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるもの」と位置づけられている。

食育に関する取り組みは、食習慣に関することをはじめ、食を通じたコミュニケーション、自然の恩恵や食にかかわる人々への感謝、食の安全・安心に関する情報の選択、環境への配慮など、幅広い分野にわたっている。

食育の推進にあたっては、市民や家庭だけでなく、保育・教育関係者をはじめ、関係機関や団体、行政等がそれぞれの役割のもと連携を図り、総合的に取り組んでいく必要がある。

○食育推進ネットワークイメージ



(2) 計画の進行管理と評価

庁内の関係部局で構成する「名古屋市食育推進連絡会議」を中心に、計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、実施した施策について、学識経験者や関係団体の代表者等で構成する「名古屋市食育推進懇談会」の意見等を参考に評価を行い、これを踏まえた施策の見直しと改善に努める。

5 今後のスケジュール

時 期	内 容
平成27年12月 ～平成28年1月	市民意見の募集（パブリックコメント）
平成28年2月	第4回名古屋市食育推進懇談会
	第2回名古屋市食育推進連絡会議
平成28年3月	名古屋市食育推進計画（第3次）の策定、公表